

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業

子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進について

【研修事業】

- 平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」の担い手となる現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保する必要がある。

【調査研究事業】

- 子ども・子育て支援に関する諸般の課題に対応するための手立てとなる提言を得るための調査研究を実施。

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金 35.4億円 (28年度 24.3億円) (+11.1億円)

子育て支援員研修事業 (子ども・子育て支援体制整備総合推進事業) 5.3億円 (28年度 6.5億円)

- ・ 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施

職員の資質向上・人材確保等研修事業 (子ども・子育て支援体制整備総合推進事業) 28.1億円 (28年度 15.8億円)

- ・ 子ども・子育て支援新制度において、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

子ども・子育て支援推進調査研究事業 2.0億円 (28年度 2億円)

- ・ 先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施

子ども・子育て支援対策推進事業委託費 2.3億円 (28年度 2.3億円)

指導者養成等研修事業 1.3億円 (28年度 1.3億円)

- ・ 各自治体で研修を実施するための講師や各施設における指導者の立場にある者を養成。また研修内容が確立されていない最新のテーマや事柄などについて、全国一律で行う研修や、全国的に周知や普及が必要な研修を実施

子ども・子育て支援推進委託調査研究事業 1.0億円 (28年度 1.0億円)

- ・ 子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施

調査研究の実施

子ども・子育て支援推進委託調査研究 【29年度予算額:1.0億円】

【調査研究内容】

- ・保育士のキャリアパスに関する調査研究
 - ・保育所のアレルギー対応に関する調査研究
 - ・児童相談所の体制のあり方に関する調査研究〔新規〕
 - ・児童館等における「遊びのプログラム」の開発
 - ・普及に関する研究
- ※民間団体に委託して実施

研究成果の提供

子ども・子育て支援推進調査研究 【29年度予算額:2.0億円】

【事業内容】

子ども・子育て支援のより一層の充実を図るため、従前からの課題や新たな問題点等について解決する手立てを得るとともに、幅広い知見を得るため、子ども・子育てに関する諸般の問題について、地方自治体や民間団体から研究課題の公募を行い、事業実施者の選定を行った上、先駆的な取組や実態把握等に関わる調査研究を実施。

○予算 195,000千円(15,000千円×13テーマ)

補助率:定額(10/10、1,500万円を上限)
実施主体:都道府県、市区町村又は社会福祉法人等

研修の実施

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業(※統合補助金)

子育て支援員研修 【29年度予算額:5.3億円】

職員の資質向上・人材確保等研修 【29年度予算額:28.1億円】

【研修内容】

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・家庭的保育者等研修事業
- ・居宅訪問型保育研修事業(一時預かり・延長保育の訪問型を含む)
- ・病児・病後児保育研修事業
- ・病児・病後児保育(訪問型)研修事業
- ・保育士試験合格者に対する実技講習
- ・保育実習指導者に対する講習
- ・放課後児童支援員等研修事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

補助率:1/2

実施主体:都道府県又は市区町村(委託可)

指導者養成等研修 【29年度予算額:1.3億円】

【研修内容】

- ・保育所保育士研修等事業
- ・居宅訪問型保育連携施設等研修事業
- ・健全育成指導者養成研修事業
- ・地域の子育て支援機能等強化事業
- ・母子保健指導者養成研修等事業

※民間団体に委託して実施

質の高い保育・教育・子育て支援の提供



子どもを
産み育てやすい
社会の実現



「子育て支援員」研修について

趣旨

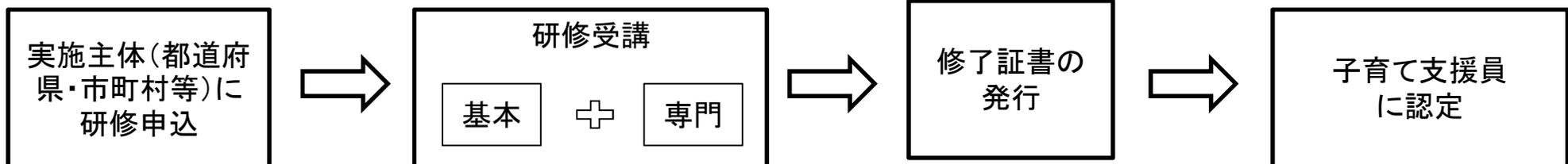
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

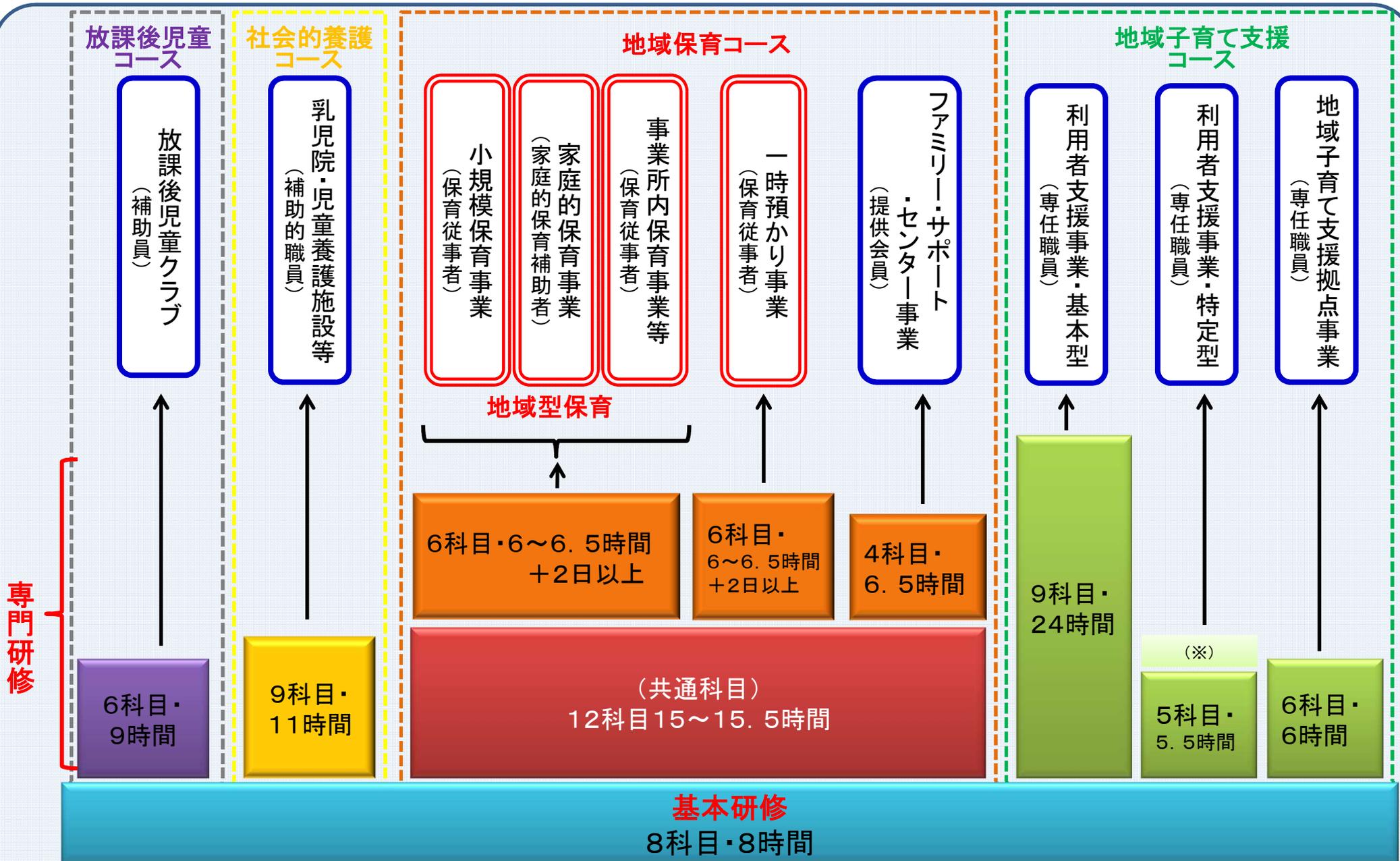
- 国で定めた「共通研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事可能！

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な認可基準＞

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には 研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う 研修 を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

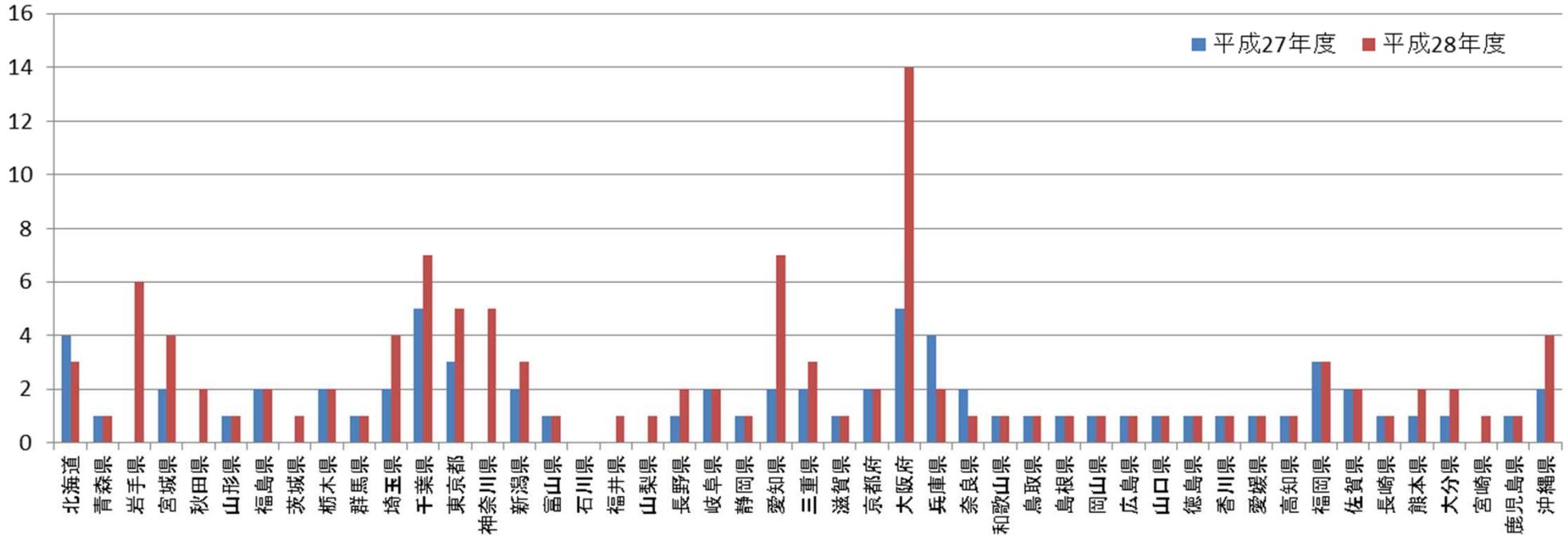
※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

平成27、28年度 子育て支援員研修事業実施状況

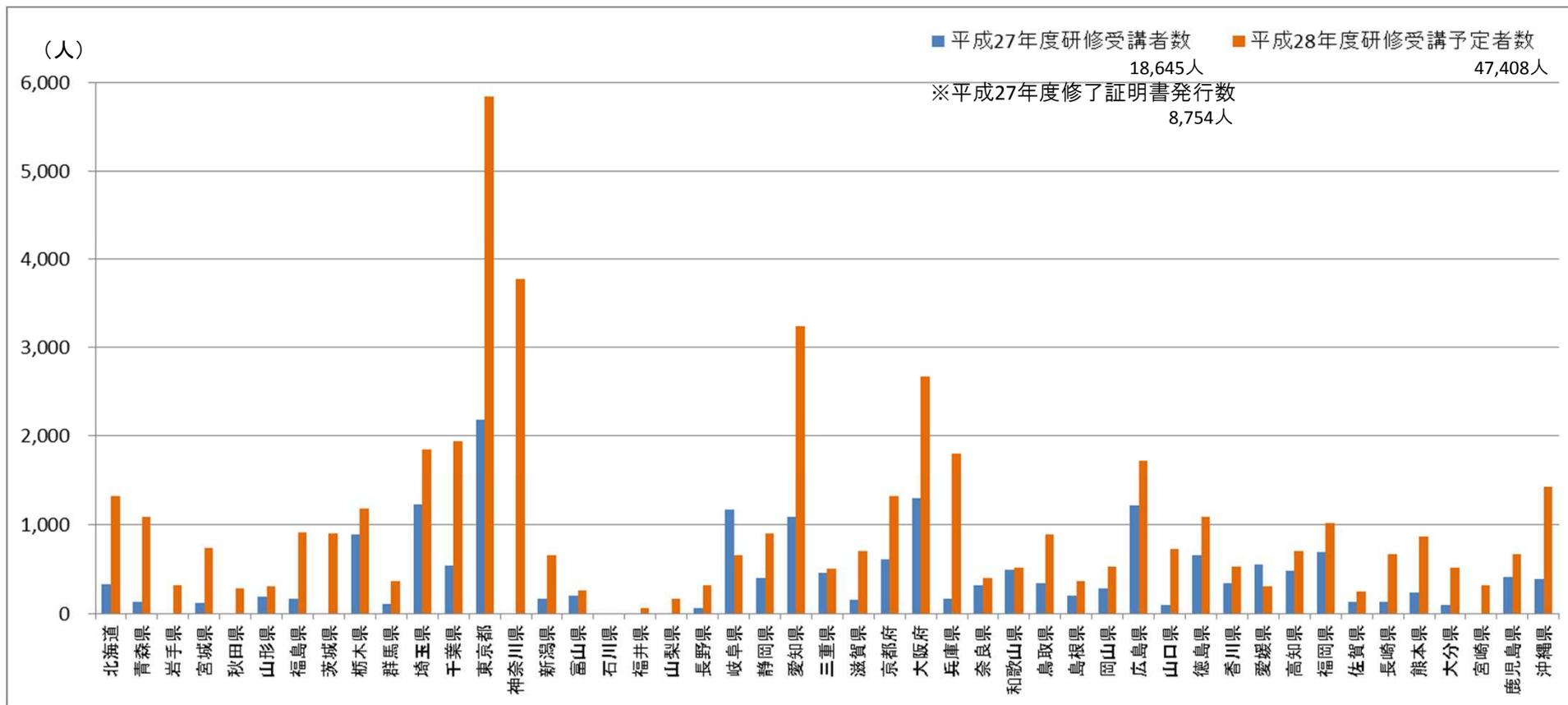
自治体数(都道府県及び市町村)



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
27年度①	4	1	0	2	0	1	2	0	2	1	2	5	3	0	2	1	0	0	0	1	2	1	2	2
28年度②	3	1	6	4	2	1	2	1	2	1	4	7	5	5	3	1	0	1	1	2	2	1	7	3
②-①	▲1	0	6	2	2	0	0	1	0	0	2	2	2	5	1	0	0	1	1	1	0	0	5	1

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
27年度①	1	2	5	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1	1	1	0	1	2	69
28年度②	1	2	14	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1	2	2	1	1	4	111
②-①	0	0	9	▲2	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	42

平成27、28年度 子育て支援員研修 受講（予定）者数



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
平成27年度研修受講者数①	327	126	0	119	0	188	167	0	887	107	1,225	541	2,188	0	165	206	0	0	0	56	1,161	403	1,080	456
平成28年度研修受講予定者数②	1,320	1,080	312	730	280	307	906	900	1,172	360	1,848	1,944	5,836	3,780	648	260	0	60	160	312	650	900	3,241	501
②-①	993	954	312	611	280	119	739	900	285	253	623	1,403	3,648	3,780	483	54	0	60	160	256	▲ 511	497	2,161	45

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計
平成27年度研修受講者数①	158	604	1,288	165	321	489	337	205	278	1,208	100	652	335	545	482	685	131	130	238	100	0	406	386	18,645
平成28年度研修受講予定者数②	700	1,310	2,678	1,800	400	515	880	360	520	1,720	720	1,080	530	300	698	1,014	250	660	860	511	315	660	1,420	47,408
②-①	542	706	1,390	1,635	79	26	543	155	242	512	620	428	195	▲ 245	216	329	119	530	622	411	315	254	1,034	28,763

＜事例＞東京都 子育て支援員研修①

概要

東京都では、公益財団法人東京都福祉保健財団への委託により「東京都子育て支援員研修」を実施し、研修修了者を「子育て支援員」として認定している。

地域保育コース

「子ども・子育て支援新制度」によって地域型保育として位置づけられた小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、事業所内保育や一時預かりの保育従事者として勤務する方向けのコース

(平成29年度予定)
実施回数:23回
受講定員数:1,840名

地域子育て支援コース

地域子育て支援拠点(公共施設等の身近な場所で子育て中の親子の交流や育児相談、育児に関する情報提供を行う場)や、利用者支援事業(子育てひろばや子供家庭支センター等で利用者支援を実施)で勤務する方向けのコース

(平成29年度予定)
実施回数:5回
受講定員数:400名

放課後児童コース

放課後児童クラブ(保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する場)に従事する放課後児童支援員の補助者として、勤務する方向けのコース

(平成29年度予定)
実施回数:2回
受講定員数:160名

社会的養護コース

社会的養護(保護者のない児童や、保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育・保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと)における補助的な支援者として、児童養護施設等で勤務する方向けのコース

(平成29年度予定)
実施回数:2回
受講定員数:160名



＜事例＞東京都 子育て支援員研修②

研修カリキュラム【社会的養護コース】①

1. 基本研修(全研修共通9時間)

研修科目	時間数	内容
子供・子育て家庭の現状	60分 講義	＜子供・子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解＞ ①子供の育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③子供の貧困及び子どもの非行についての理解
子供家庭福祉	60分 講義	＜子育て支援制度の理解＞ ①子供・子育て支援新制度の概要 ②児童家庭福祉施策等の理解 ③児童家庭福祉に係る資源の理解
子供の発達	60分 講義	＜子供・子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解＞ ①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子供の遊び
保育の原理	60分 講義	＜子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解＞ ①子供という存在の理解 ②情緒の安定・生命の保持 ③健康の保持と安全管理
対人援助の価値と倫理	60分 講義	＜子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解＞ ①利用者の尊厳の遵守と利用者主体 ②子供の最善の利益 ③守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み ④保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力 ⑤子育て支援員の役割
児童虐待と社会的養護	60分 講義	＜子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解＞ ①児童虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子供に見られる行動 ④子供の権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状
子供の障害	60分 講義	＜子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解＞ ①障害の特性についての理解 ②障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援等の理解
総合演習	120分 演習	①子供・子育て家庭の現状の考察・検討 ②子供・子育て家庭への支援と役割の考察・検討 ③特別な支援を必要とする家庭の考察・検討 ④子育て支援員に求められる資質の考察・検討 ⑤専門研修の選択など今後の研修に向けての考察・検討

＜事例＞東京都 子育て支援員研修③

研修カリキュラム【社会的養護コース】②

2. 専門研修「社会的養護」(11時間)

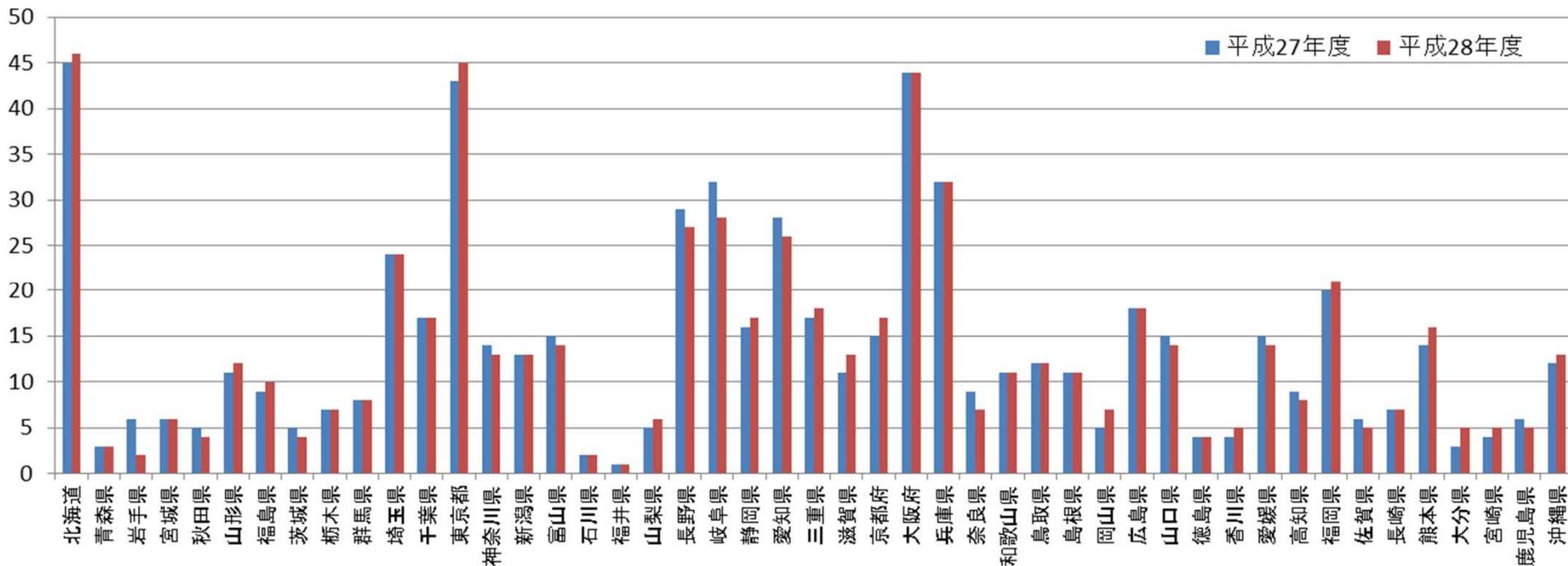
研修科目	時間数	内容
社会的養護の理解	60分 講義	①社会的養護とは ②子供家庭福祉、社会的養護の理念 ③社会的養護体系について ④社会的養護の課題と将来像 ⑤社会的養護と自立支援
子供等の権利擁護・対象者の尊厳の遵守、職業倫理	60分 講義	①子供の最善の利益 ②子供・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み ③被措置児童等虐待の防止 ④養育者・支援者の資質、メンタルヘルス
社会的養護を必要とする子供の理解	90分 講義 演習	①発達段階ごとの理解 ②発達支援を必要とする子供の理解 ③虐待が子供に及ぼす影響 ④保護者からの分離を体験した子供の理解 ⑤支援者からの二次被害
家族との連携	60分 講義	①家族との連携の意義 ②支援を必要とする保護者との連携 ③家族再構築支援の実際
地域との連携	60分 講義	①関係機関の理解 ②地域との連携の意義 ③より専門的な支援を必要とする場合の関係機関(医療機関等)との連携について
社会的養護を必要とする子供の遊びの理解と実際	90分 講義 演習	①「遊び」の意義 ②年齢に応じた遊びの内容 ③配慮すべきこと
支援技術	60分 演習	①子供のニーズに応じたコミュニケーションスキル ②生活における支援 ③記録(日誌を含む)の書き方 ④個人情報の保護
緊急時の対応	60分 講義	①子供の発達段階における事故防止 ②緊急時の連絡・対応について ③配慮を要する対応について ④現場で起こりうる危機場面について
施設等演習	120分 演習	①社会的養護の現場の理解(画像等) ②演習

【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修を実施
新規卒業者の確保、就業継続支援事業	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修を実施
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育者等として家庭的保育事業に従事するため等に必要な研修を実施
居宅訪問型保育研修事業 (一時預かり・延長保育の訪問型を含む)	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、事業に従事するにあたって必要な資質の確保を図る研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児・病後児保育事業の実施にあたって、保育者の資質の向上を図るための現任研修を実施
病児・病後児保育（訪問型）研修事業	病児・病後児が対象であることに加え、当該児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、事業に従事するにあたって必要な資質の確保を図るための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習	実務経験のない保育士試験合格者を対象に、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習	指定保育士養成施設の学生に対し、保育所等において実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
放課後児童支援員等研修事業	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、現任の従事者向けの研修を実施
児童厚生員等研修事業	全国の放課後児童クラブの実施場所の一つである児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、その児童館に従事する児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業	問題を抱えた親や障害児、ひとり親家庭などの困難ケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、アドバイザーの役割の重要性・専門性が増しており、アドバイザーの資質向上を図るための研修を実施

平成27、28年度 職員の資質向上・人材確保等研修事業実施状況

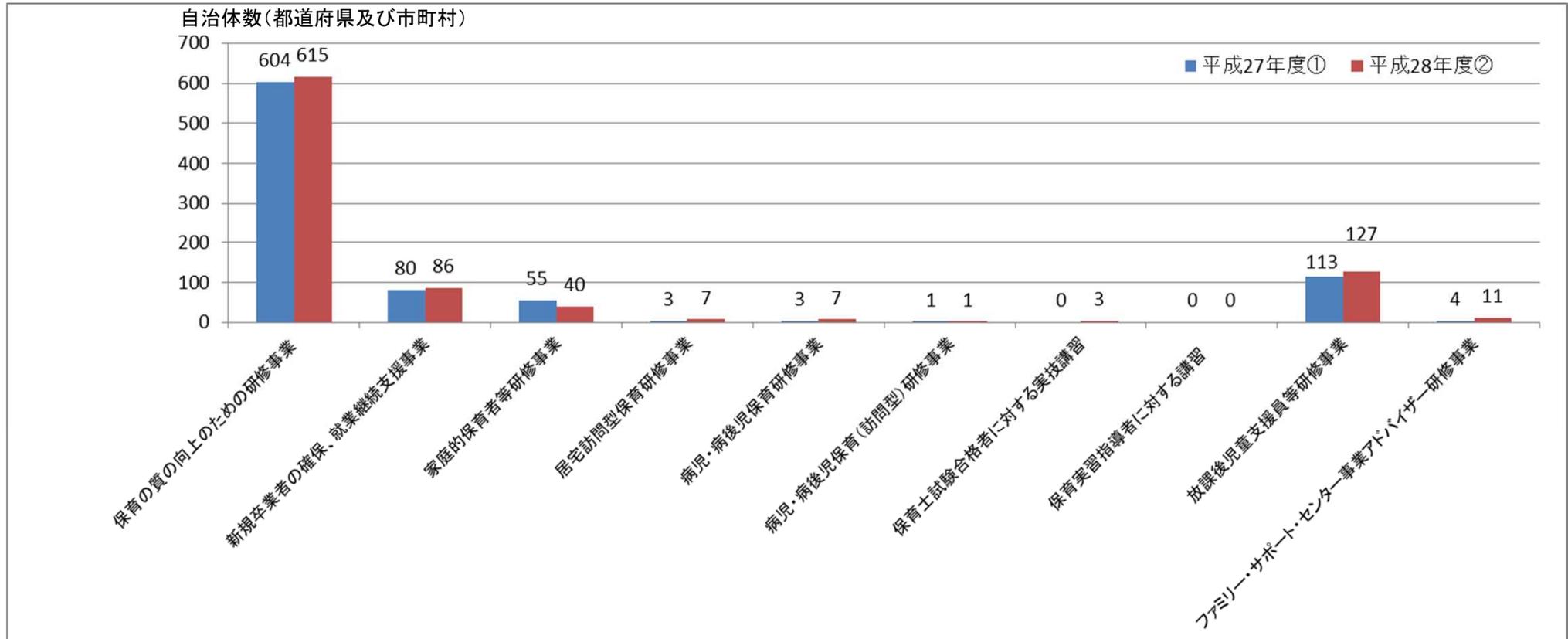
自治体数(都道府県及び市町村)



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
27年度①	45	3	6	6	5	11	9	5	7	8	24	17	43	14	13	15	2	1	5	29	32	16	28	17
28年度②	46	3	2	6	4	12	10	4	7	8	24	17	45	13	13	14	2	1	6	27	28	17	26	18
②-①	1	0	▲4	0	▲1	1	1	▲1	0	0	0	0	2	▲1	0	▲1	0	0	1	▲2	▲4	1	▲2	1

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
27年度	11	15	44	32	9	11	12	11	5	18	15	4	4	15	9	20	6	7	14	3	4	6	12	648
28年度	13	17	44	32	7	11	12	11	7	18	14	4	5	14	8	21	5	7	16	5	5	5	13	647
28'-27'	2	2	0	0	▲2	0	0	0	2	0	▲1	0	1	▲1	▲1	1	▲1	0	2	2	1	▲1	1	▲1

平成27、28年度 職員の資質向上・人材確保等研修事業 各事業の実施状況



	27年度①	28年度②	②-①
保育の質の向上のための研修事業	604	615	11
新規卒業者の確保、就業継続支援事業	80	86	6
家庭的保育者等研修事業	55	40	▲ 15
居宅訪問型保育研修事業	3	7	4
病児・病後児保育研修事業	3	7	4
病児・病後児保育(訪問型)研修事業	1	1	0
保育士試験合格者に対する実技講習(※)	-	3	3
保育実習指導者に対する講習(※)	-	0	0
放課後児童支援員等研修事業	113	127	14
ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業	4	11	7

※ 保育士試験合格者に対する実技講習及び保育実習指導者に対する講習は、平成28年度に開始した事業である。

平成28年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金国庫補助額上位10自治体(交付決定ベース)

(単位:円)

		東京都	横浜市	北九州市	神奈川県	大阪市	埼玉県	福岡市	静岡県	福島県	京都府
子育て支援員研修事業	交付決定額 ①(単位:円)	44,915,000	7,206,000	0	11,362,000	7,144,000	7,620,000	2,240,000	6,500,000	6,895,000	6,000,000
	受講(予定)者数 ②(単位:人)	4,960	—	—	3,780	918	1,620	400	900	820	1,110
	1人当たりコスト (①/②)(単位:円)	9,055	—	—	3,006	7,782	4,704	5,600	7,222	8,409	5,405
職員の質の向上・ 人材確保等研修事業		82,226,000	33,826,000	30,409,000	15,907,000	15,254,000	14,423,000	15,071,000	10,349,000	7,492,000	7,472,000
保育の質の向上のための 研修事業		8,213,000	27,419,000	28,935,000	3,990,000	7,500,000	2,001,000	6,682,000	2,500,000	248,000	4,022,000
新規卒業者の確保、 就業継続支援事業業		47,051,000	4,237,000	1,474,000	436,000	6,900,000	7,592,000	316,000	0	270,000	1,000,000
家庭的保育者等研修事業		1,474,000	0	0	0	751,000	0	0	40,000	0	0
居宅訪問型保育研修事業		1,891,000	550,000	0	0	0	0	1,493,000	0	0	0
病児・病後児保育研修事業		373,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病児・病後児保育(訪問型) 研修事業		1,427,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育士試験合格者に対する 実技講習事業		1,252,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育実習指導者に対する 講習事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童支援員等 研修事業		19,881,000	1,620,000	0	11,375,000	103,000	4,776,000	6,580,000	7,287,000	6,974,000	2,450,000
ファミリー・サポート・センター事業 アドバイザー研修事業		664,000	0	0	106,000	0	54,000	0	522,000	0	0
国庫補助額合計		127,141,000	41,032,000	30,409,000	27,269,000	22,398,000	22,043,000	17,311,000	16,849,000	14,387,000	13,472,000

<事例>東京都 保育の質の向上のための研修

概要

認証保育所等研修プログラムとして、以下のような研修を実施している。

主な研修の内容

認証保育所施設長研修

(目的) 認証保育所における施設長、施設長に就任予定の者及び副施設長に対し、施設の運営管理業務の遂行上必要な知識・技術について学び、施設長として専門性の向上を図ることにより、認証保育所のレベルアップを図ることを目的とする。

(実施規模) 研修日数:4日間コース(6月及び11月頃の年2回開催) 受講者数:150名/回×2回

(対象者) 認証保育所の施設長を原則とする。

(研修科目)

○保育所保育指針から学ぶ保育所の社会的責任 ○保育所の役割から見た施設長の責務 ○乳幼児の健康管理 ほか

認証保育所中堅保育士研修

(目的) 認証保育所で保育に従事する施設長以外の職員に対し、保育に関する資質の向上及び施設長を補佐する能力の向上を図るための研修を行うことにより、認証保育所のレベルアップを図る。

(実施規模) 研修日数:3日間コース(6月及び10月頃、1月頃の年3回開催) 受講者数:100名/回×3回

(対象者) 施設長の推薦を得た、施設長を補佐する立場にある保育士を原則とする。

(研修科目)

○保育の動向と認証保育所制度 ○認証保育所における人材育成及び保育実務 ○乳幼児の栄養と食事 ほか

認可外保育施設職員テーマ別研修

(目的) 認可外保育施設保育従事者の資質の向上を目的として実施する。

(実施規模) 実施回数:年2回(一部科目は年1回) 受講者数:概ね7,000人/年

(対象者) 認可外保育施設の保育等従事者等

(研修科目)

○乳幼児の健康管理 ○危機管理 ○乳幼児保育 ○救急救命訓練(実習) ほか

＜事例＞調布市 放課後児童支援員等資質向上研修

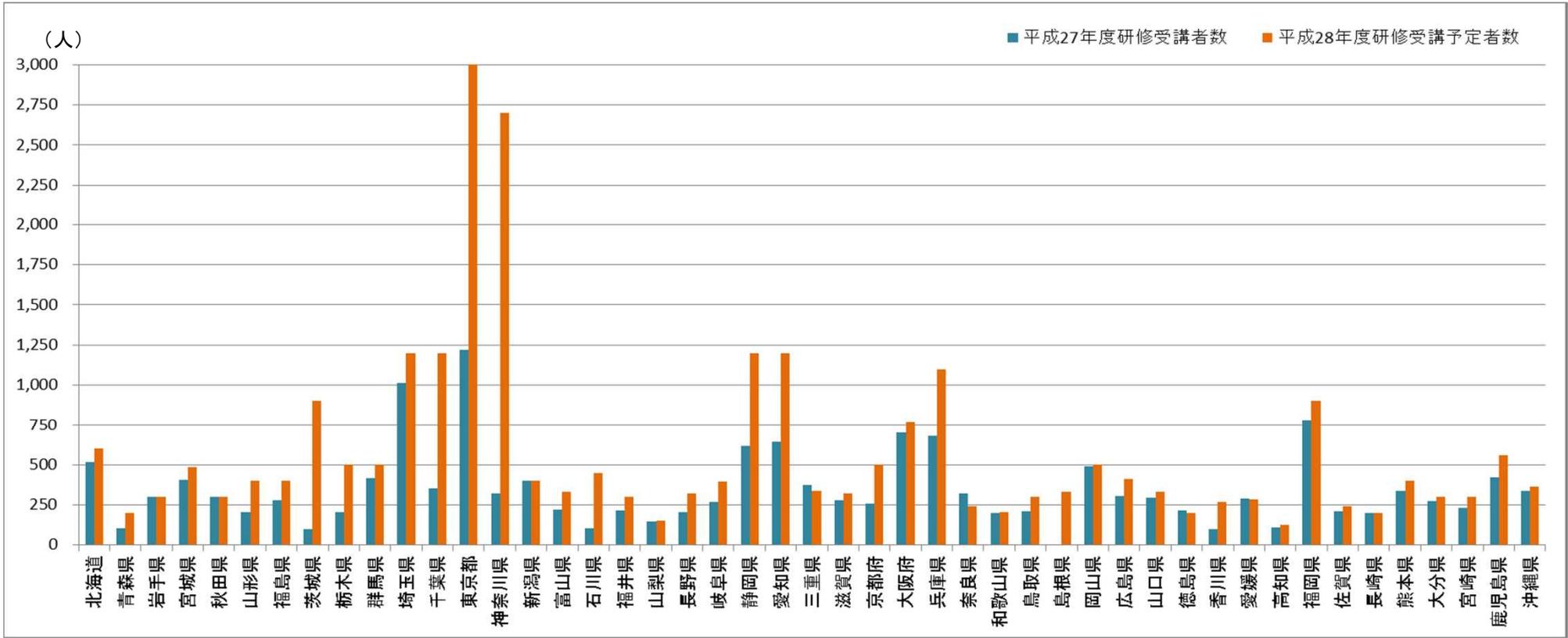
概要

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定する放課後児童支援員及び補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図る。

主な研修の内容(平成28年度)

タイトル	内容	参加者数
公的機関職員が子どもと関わる際の基礎知識	公的機関で働く職員として、子どもや保護者と良い関係を築くために必要な心構えと対応を学ぶ。	72名
障害者差別解消法を学ぶ	平成28年4月1日に施行された同法の基礎的知識の習得をする。	61名
障がい児基本の基	「障がい」を理解すること、「対応の方法」など基本的なことを学び、日々の育成に活かす。	74名
応急手当の実際	事故の際の適切な症状の判断、及び応急手当を学び、的確な対応ができるようにする。	68名
児童館・学童クラブでの保護者対応	子どもを通わせている保護者との良好な関係を築くために必要な知識を修得する。	80名
児童館論「地域で子どもを育てるとは」	放課後子ども教室事業等他の事業との連携の仕方や地域の子どもの課題にせまる上での児童館や学童クラブの役割等を学ぶ。	41名
学童クラブ論	学童クラブのあるべき姿を学ぶ。	57名
障がい児 応用編	「障がい」の理解や「対応の方法」の発展、事例研修。	74名
子どもの心に届くコミュニケーション	小学生を中心とした子どもたちについての理解を深め、コミュニケーションの取り方・関わり方を学ぶ。	76名
けん玉実技研修	けん玉の技や、遊び方を学ぶ。	68名
小学生対象の集団ゲーム	各施設で開催される各イベントで有効な集団ゲームを学ぶ。	53名

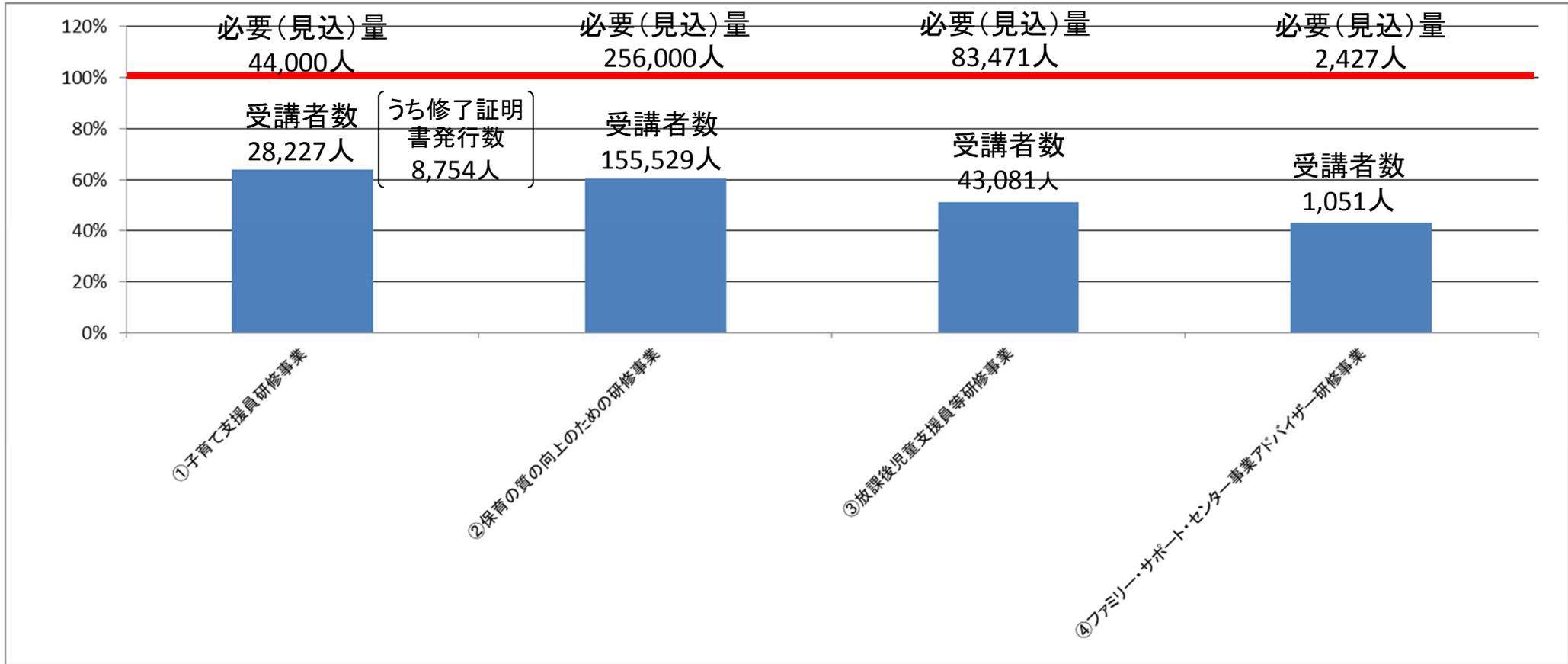
平成27、28年度 放課後児童支援員認定資格研修 受講（予定）者数



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
27年度研修受講者数①	519	102	301	408	298	202	280	98	205	417	1,011	351	1,218	322	398	221	103	217	146	206	270	615	643	376
28年度研修受講予定者数②	600	200	300	484	300	400	400	900	500	500	1,200	1,200	3,000	2,700	400	329	450	300	150	320	395	1,200	1,200	336
②-①	81	98	▲ 1	76	2	198	120	802	295	83	189	849	1,782	2,378	2	108	347	83	4	114	125	585	557	▲ 40

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計
27年度研修受講者数①	280	256	699	679	323	199	209	0	490	307	292	214	100	288	107	781	212	201	337	274	232	422	335	16,164
28年度研修受講予定者数②	320	500	770	1,100	239	204	300	332	500	410	330	200	270	285	124	900	244	200	400	300	300	560	365	26,917
②-①	40	244	71	421	▲ 84	5	91	332	10	103	38	▲ 14	170	▲ 3	17	119	32	▲ 1	63	26	68	138	30	10,753

主な事業の現状の受講者数と人員の必要（見込）量



※ 「現状」は、各研修事業の現状の受講者数であり、「必要(見込)量」は、必要な事業量を確保するために各研修の受講が必要と見込まれる人数である。

子育て支援員研修の必要(見込)量は、子育て支援員研修が従事要件となっている、家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業の職員配置基準を基に機械的に算出したもの。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



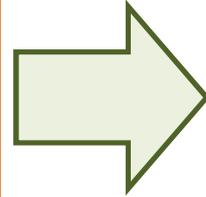
新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

園長
<平均勤続年数24年>
主任保育士
<平均勤続年数21年>

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

月額5千円の処遇改善

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

事業に係る課題への対応

今後の見通し

- 平成29年度より公定価格に創設された、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善のための加算や、同じく平成29年度に創設された、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のための事業において、研修の受講を要件としていることから、各自治体に対して本事業の活用による研修実施を呼びかけており、事業を実施する自治体が増加する見通しがある。
- 子育て支援員研修について、平成29年度に子育て支援員従事後のフォローアップ研修や現任研修の効果的な実施方法・内容等に関する調査研究を行うこととしており、この調査研究結果を受けて、フォローアップ研修や現任研修の効果的な実施方法等を自治体に示す予定であることから、事業を実施する自治体の増加が見込まれる。

見直しの方向性

- 平成27年度及び平成28年度の予算の執行状況や、「待機児童解消加速化プラン」、「放課後子ども総合プラン」の着実な推進等を踏まえた予算の見直しを行う。
- 各自治体に対し、上記「今後の見通し」に記載の事業実施の促進のための働きかけを行う。

(参考1)「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2-2. 女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用

(3)新たに講ずべき具体的施策

i)女性の活躍推進

③子育て支援員(仮称)の創設

小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員(仮称)」として認定する仕組みを、子ども・子育て支援新制度の施行に併せて創設する。その際、「子育て支援員(仮称)」が、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みも併せて検討する。

(参考2)経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～(平成26年6月24日閣議決定)

(抜粋)

第2章 経済再生の進展と中長期の進展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1)女性の活躍、男女の働き方改革

(略)

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁹、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達¹⁹の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。

(以下、略)

¹⁹ 「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

(参考3)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抜粋)

第62条 都道府県は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(以下、略)

(参考4)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針(抜粋)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

都道府県子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第五に掲げる事項とする。

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業(以下「特定教育・保育等」という。)の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数を含む。)を定めること。(以下、略。)